

ナラシ対策の交付申請に必要な証明書類について (農産物検査を受検しない方法による米の数量を確認する場合)

ナラシの生産実績数量には、農産物検査の受検による方法のほか、農産物検査を受検しない(農産物検査によらない)方法により交付対象であると確認できたものも含めることができます。

米の場合、主食用として出荷・販売されたものが交付対象であり、提出書類は次のとおりです。

1 主食用として出荷・販売した数量を確認できる書類

⇒請求書、納品書、領収書、契約書、注文書のいずれか。
農産物直売所の場合は、販売明細でも可。

出荷・販売した数量を確認できる書類は、**主食用であること、販売者、購入者、販売内容(販売年月日・年産・銘柄・玄米精米の別・量目)、数量が確認できるようにしてください。**

2 1.70mm以上のふるい目幅で調製した米穀を販売したことが確認できる書類

⇒当該ふるい目幅で調製したことを明記した販売伝票の写しなど

3 水分含有率16.0%以下(醸造用玄米は15.5%以下)の米穀を販売したことが確認できる書類

⇒当該水分含有率であることを明記した販売契約書の写し、販売伝票の写しなど

4 産地、産年が確認できる書類

⇒産地情報が記載された販売契約書の写しや販売伝票の写し、栽培記録の写しなど

例①(販売伝票等の例)

納品書(控)

納品日 令和〇年12月20日

〒000-0000 〇〇県〇〇市〇〇
〇〇 〇〇 様
TEL: ***-***-****

農事組合法人 〇〇〇〇〇
〒000-0000 〇〇県〇〇市〇〇
TEL: ***-***-****

下記のとおり納品いたします。

No.	品名	数量	単価	金額
1	〇年産 〇〇県産 コシヒカリ 玄米30kg	10	X, XXX	XX, XXX
2	〇年産 〇〇県産 ひとめぼれ 玄米30kg	5	X, XXX	XX, XXX
3				
4				
5				
(備考)	合計	15		XXX, XXX
主食用	消費税等			X, XXX
1.85mmのふるい目で調製 水分含有率16.0%以下	総合計			XXX, XXX

上記1~4の要件が明記されていることを確認します!(表記は一例)

例②（販売契約書の例）

（参考例）

令和〇年産米穀の販売等に関する契約書

（農業者）〇〇（以下「甲」という。）と（需要者等）〇〇（以下「乙」という。）は、甲が生産する令和〇年産米穀について、以下のとおり、契約を締結する。

- 1 甲は、令和〇年産米穀〇〇kg（作柄の状況等による生産量の増減に応じ、契約数量も変動する。）を、乙に対し、令和〇年〇月〇日までに引き渡すものとする。

種 類：うるち米 もち米 醸造用

産 地：〇〇県産

引 渡 時 の 態 様：玄米 精米

販 売 契 約 数 量：（品種名〇〇〇〇〇） _____ kg

（品種名〇〇〇〇〇） _____ kg

- 2 乙は、1により引渡しを受けた米穀の全てを、主食用として用いるものとする。

本契約に係る米穀について、農産物検査を受検しない場合には、以下の品質基準が確認され、契約当事者間で決定されたもの等とする。

①1.70mm以上のふるい目幅で調製されていること

②水分含有率が16.0%以下であること（醸造用玄米にあつては、15.5%以下であること）

- 3 違約金について

甲または乙の都合により、本契約に基づく契約数量について取引を履行できない（作況変動による減少は除く）場合は、不履行分について60kg（または10a）当たり〇〇円の違約金を甲または乙に支払う。

- 4 その他

本契約に定めのない事項については、双方で別途協議のうえ、これを決定する。

この契約の成立の証として、本書2通を作成し、各々1通を保有するとともに、地方農政局等に写しを提出するものとする。

令和〇年〇月〇日

甲 住 所：
氏 名：
電話番号：

乙 住 所：
氏 名：
電話番号：

表面1～4の要件が明記されていること（黄色塗りつぶし部分参照）を確認します！（表記は一例）

農産物検査を受検しない方法により確認した場合、販売伝票等に記載された「ふるい目幅」及び「水分含有率」の根拠となる記録簿等を備えてください。当該記録簿等は、ナラシ対策の交付申請時に提出する証明書類と同様、交付申請を行った年度の翌年度から5年間保管してください。

【お問い合わせ先】

新潟県 北陸農政局新潟県拠点地方参事官室
電話 025-228-5290

石川県 北陸農政局石川県拠点地方参事官室
電話 076-203-9140

富山県 北陸農政局富山県拠点地方参事官室
電話 076-441-9307

福井県 北陸農政局福井県拠点地方参事官室
電話 0776-30-1619